

チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統（飼料）に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

遺伝子組換えワタ「チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統（以下「ワタ COT67B」という。）」については、平成 22 年 3 月 29 日付けで遺伝子組換え飼料の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

ワタ COT67B は、チョウ目害虫に対する抵抗性を付与するために改変 *cry1Ab* 遺伝子 (*mcry1Ab* 遺伝子) を導入したものである。

mcry1Ab 遺伝子の供与体は、グラム陽性土壌細菌である *Bacillus thuringiensis* subsp. *kurstaki* HD-1 株であり、*mcry1Ab* 遺伝子によって産生される mCry1Ab タンパク質は、ワタ栽培で発生する cotton bollworm (*Helicoverpa zea*)、tobacco budworm (*Heliothis virescens*) 等のチョウ目害虫に対して殺虫活性を示す。

また、ワタ COT67B の作製過程で選抜マーカーとして利用するために、*Escherichia coli* 由来のハイグロマイシン B リン酸基転移酵素遺伝子 (*aph4* 遺伝子) を導入したが、交配による遺伝的分離により、*aph4* 遺伝子を持たず、*mcry1Ab* 遺伝子のみを持つ個体を選抜したため、ワタ COT67B には、*aph4* 遺伝子は含まれていない。

3. 利用目的及び利用方法

ワタ COT67B の飼料としての利用目的や利用方法は、従来のワタと相違はない。

4. 諸外国における申請等

申請国	申請・確認年月	申請先
米国	2009 年 2 月確認終了	米国食品医薬品庁 (FDA)
オーストラリア/ ニュージーランド	2009 年 9 月承認	オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ)